不適正な開示に対する口頭注意等の件数(注)

2026年10月1日現在

	口頭注意	経緯書	改善報告書
2026年7月～9月	2	0	0
2026年4月～6月	2	0	0
2026年1月～3月	0	0	0
2025年中	2	0	1
2024年中	3	0	0
2023年中	4	0	0
2022年中	4	0	0
2021年中	4	0	0
2020年中	4	0	0
2019年中	3	0	0
2018年中	7	0	0
2017年中	5	0	0
2016年中	6	1	0

（注） 不適正な開示に対する口頭注意等の件数の公表について

市場の公正性、健全性に対する投資者の信頼を確保するためには、投資判断を行ううえで必要な会社情報の適時、適切な開示が不可欠であることから、本所では、平成11年に「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」を制定し、上場会社に対しその遵守を求めてまいりました。

その一環として、本所は当該規則の趣旨に反するような不適正な情報開示が認められた場合には、同様の開示の再発を防止し、上場会社に適時、適切な情報開示の重要性を認識していただくことを目的に、当該上場会社に対し注意喚起を行っております。

注意喚起には、不適正な開示の内容、程度に応じて、「口頭注意」、「当該開示に至る経緯及び改善策を記載した書面（以下「経緯書」という。）の徴求」、「改善報告書の徴求」という3つの段階があります。

本所では、より一層の適時、適切な開示に対する上場会社の意識向上を図る観点から、注意喚起の件数について公表します。